

居住費(滞在費)の費用負担額の変更について

日頃より、介護保険事業にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

令和6年度の介護保険制度の見直しに伴い令和6年8月1日より、近年の光熱水費の高騰等、在宅で生活する人との負担の均衡を図る観点などから、国が定める居住費(滞在費)の費用負担額が変更されます。

1. 居住費(滞在費)の負担限度額の変更について

令和6年8月より、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた方が介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院を利用した際にかかる居住費(滞在費)が下表のとおり変わります。

利用者負担 段階区分	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室		多床室
			介護老人保健施設 介護医療院 短期入所療養介護	介護老人福祉施設 短期入所生活介護	
第1段階	820 円 ⇒880 円	490 円 ⇒550 円	490 円 ⇒550 円	320 円 ⇒380 円	0 円
第2段階	820 円 ⇒880 円	490 円 ⇒550 円	490 円 ⇒550 円	420 円 ⇒480 円	370 円 ⇒430 円
第3段階①	1,310 円 ⇒1,370 円	1,310 円 ⇒1,370 円	1,310 円 ⇒1,370 円	820 円 ⇒880 円	370 円 ⇒430 円
第3段階②	1,310 円 ⇒1,370 円	1,310 円 ⇒1,370 円	1,310 円 ⇒1,370 円	820 円 ⇒880 円	370 円 ⇒430 円

※各利用者負担段階区分の要件については、「介護保険負担限度額認定証の申請について」1 頁目をご覧ください。

2. 基準費用額の変更について

介護保険負担限度額認定証非該当の場合の居住費(滞在費)・食費は国により基準となる額（基準費用額）が決められています。居住費(滞在費)の基準費用額について、下表のとおり変更します。なお、食費の基準費用額に変更はありません。

利用者負担 段階区分	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室		多床室	
			介護老人保健施設 介護医療院 短期入所療養介護	介護老人福祉施設 短期入所生活介護	介護老人保健施設 介護医療院 短期入所療養介護	介護老人福祉施設 短期入所生活介護
第4段階 (非該当)	2,006 円 ⇒2,066 円	1,668 円 ⇒1,728 円	1,668 円 ⇒1,728 円	1,171 円 ⇒1,231 円	377 円 ⇒437 円	855 円 ⇒915 円

※基準費用額はあくまで目安となる金額のため、実際の費用は施設との契約によります。具体的は費用につきましては、施設へお問い合わせください。

＜問い合わせ先＞

世田谷区高齢福祉部介護保険課保険給付係

TEL：03－5432－2646

FAX：03－5432－3042